

見附市告示第122号

見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月26日

見附市長 稲田 亮

見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱

見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱(平成2年見附市告示第52号)の一部を次のように改正する。

別表生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者の項中「170」を「180」に、生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者(長期非該当)の項中「230」を「240」に、生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者(長期該当)の項中「180」を「190」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。